

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所に係る 中期目標期間（見込）評価及び中期目標期間評価の考え方について

大阪府環境農林水産部
令和元年 7月 4日

1. 趣旨

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所（以下「法人」という。）にかかる中期目標期間終了時に見込まれる業務実績の評価（以下「中期目標期間見込評価」という。）及び中期目標期間における業務実績の評価（以下「中期目標期間評価」という。）は、「大阪府における地方独立行政法人評価委員会の運営及び知事の評価等に関する基本的な考え方（公立大学以外の法人）」（平成30年4月1日施行令和元年7月2日改正）を踏まえ、以下に示した基本方針及び評価方法等に基づき実施する。

2. 基本方針

- ① 評価の目的は、年度計画及び中期計画の進捗状況等を評価し、組織・業務等に関する改善すべき点等を明らかにすることにより、法人運営の質的向上及び法人の調査研究力等の向上に資することとする。
- ② 評価は、府民への説明責任を果たす観点から、中期目標の達成に向けた法人の取組状況等について、府民サービス向上の視点を踏まえて分かりやすく示すこととする。
- ③ 「豊かな環境の保全・創造」、「農林水産業の振興と安全で豊かな食の創造」に向けた多様な取組に対して技術的に支援する公設試験研究機関としての特性に配慮した評価を行うこととする。
- ③ 評価方法は、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、必要に応じて見直すこととする。

3. 評価方法

- ① 中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- ② 「項目別評価」では、各事業年度評価の結果及び見込を踏まえ、中期目標の達成状況を調査分析し、知事が評価を行う。
- ③ 「全体評価」では、項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について総合的に評価する。
- ④ 知事は中期目標期間見込評価を行うにあたり、評価委員会の意見を聴かなければならない。中期目標期間評価を行うにあたっては、必要に応じて、評価委員会の意見を聴くことができる。

4. 項目別評価の具体的方法

項目別評価は、(1) 法人による自己評価、(2) 知事による小項目評価、(3) 知事による大項目評価、の順序で行う。

(1)法人による業務実績報告書の作成

- ① 法人は、中期計画の小項目（内容によって複数の小項目）ごとの各事業年度評価の結果及び見込を踏まえ、Ⅰ～Ⅴの5段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。
- ② 業務実績報告書には、中期目標期間中における活動実績や成果、自己評価のほか、特記事項として、特色ある取り組み、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題などを自由に記載する。
- ③ 自己評価の区分は次のとおりとする。
 - Ⅴ・・・中期計画を大幅に上回って実施している。
（客観的に高く評価された成果がある場合）
 - Ⅳ・・・中期計画を上回って実施している。
 - Ⅲ・・・中期計画を順調に実施している。
 - Ⅱ・・・中期計画を十分に実施できていない。
 - Ⅰ・・・中期計画を大幅に下回っている。

(2)知事による小項目評価

- ① 知事において、法人の目標設定の妥当性及び自己評価などを総合的に検証し、中期計画の小項目ごとの進捗状況について、Ⅰ～Ⅴの5段階による評価を行う。
- ② 評価の区分は次のとおりとする。
 - Ⅴ・・・中期計画を大幅に上回って実施している。(特に認める場合)
 - Ⅳ・・・中期計画を上回って実施している。
 - Ⅲ・・・中期計画を順調に実施している。
 - Ⅱ・・・中期計画を十分に実施できていない。
 - Ⅰ・・・中期計画を大幅に下回っている。
- ③ 知事による評価と法人の自己評価が異なる場合は、知事が評価の判断理由等を示す。また、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点などについてコメントを付す。

(3)知事による大項目評価

- ① 知事において、中期目標の達成状況、未達成の原因、改善に向けた取組などを総合的に検証し、S・A～Dの5段階による評価を行う。
- ② 評価の区分は次のとおりとする。
 - S・・・「特筆すべき達成状況」(特に認める場合)
 - A・・・「目標どおり達成」(毎年度目標を達成、当初は未達も最終的に目標を達成)
 - B・・・「おおむね目標どおり達成」(当初は達成も最終的には目標が未達成)
 - C・・・「目標を十分に達成できていない」(中期目標期間中の年度評価の大半がC以下であり最終的には目標が未達成)
 - D・・・「法人の組織、業務等に見直しが必要」(中期目標期間中の年度評価の大半がDであり最終的には目標が未達成)

5. 全体評価の具体的方法

- ① 知事において、項目別評価の結果を踏まえ、中期目標期間における業務実績全体について、記述式による評価を行う。
- ② 全体評価において、改革の取り組み(法人運営における自律性・機動性の発揮など)を積極的に評価することとする。

6. 中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価の具体的な進め方とスケジュール

- ① 法人において、業務実績報告書を作成し、知事に提出する。(業務実績報告書の作成にあたっては、別紙様式を参照。)【6月末まで】
- ② 知事において、法人からのヒアリング等により業務実績報告書の調査・分析を行い、評価(案)をとりまとめる。【7～8月】
- ③ 中期目標期間見込評価については、評価(案)に対する評価委員会の意見を聴取する。【7～8月】
- ④ 評価(案)について法人に意見申し立て機会を付与する。
- ⑤ 評価を決定した後、議会に報告する。【9月議会(前半)】